株式取扱規則

株式取扱規則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 当会社における株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよびその手数料については、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)または株主が振替口座を開設している証券会社、銀行または信託銀行等の口座管理機関(以下「証券会社等」という。)が定めるところによるほか、定款に基づきこの規則の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第 2 条 当会社の株主名簿管理人および株主名簿管理人事務取扱場所は、次のとおりと する。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社

事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

第 2 章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

- 第 3 条 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知(社債、株式等の振 替に関する法律(以下「振替法」という。)第154条第3項に規定された通知 (以下「個別株主通知」という。)を除く。)により行うものとする。
 - 2. 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず 株主名簿記載事項の変更を行うものとする。
 - 3. 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

(株主名簿記載事項等に係る届出)

- 第 4 条 株主名簿に記録される者(以下「株主等」という。)は、その氏名または名称 および住所等を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け 出るものとする。変更があった場合も同様とする。
 - 2. 前項の規定にかかわらず、証券会社等または機構を通じた届出の対象となっていない事項については、当社の定める書式により株主名簿管理人宛に届け出るものとする。

(法人株主等の代表者)

第 5 条 法人である株主等は、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社 等または機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。 (共有株主の代表者)

第 6 条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名または名称 および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出 るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法定代理人)

第 7 条 株主の親権者および後見人等の法定代理人は、その氏名または名称および住所 を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとす る。変更および解除があった場合も同様とする。

(外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

第 8 条 外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選定するか、または日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称および住所または通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

(機構経由の確認方法)

第 9 条 当会社に対する株主等からの届出が証券会社等または機構を通じて提出された 場合、株主等本人からの届出とみなす。

第 3 章 株主確認

(株主確認)

- 第 10 条 株主(個別株主通知を行った株主を含む。)が請求その他株主権行使(以下「請求等」という。)をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの (以下「証明資料等」という。)を添付し、または提供するものとする。ただし、 当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。
 - 2. 当会社に対する株主または次項に定める代理人からの請求等が、証券会社等または機構を通じてなされた場合は、株主または代理人本人からの請求等とみなし、証明資料等または次項に定める当該委任状が株主本人により作成されたことを証するものは要しない。

ただし、当会社が必要と認める場合には、証明資料等を請求することができる。

- 3. 代理人により請求等をする場合は、株主が署名または記名押印した委任状および当該委任状が株主本人により作成されたことを証するものを添付するものとする。委任状には、受任者の氏名または名称および住所の記載を要するものとする。
- 4. 前項に定める代理人は、自己が受任者であることを証するものを添付するものとする。ただし、証券会社等または機構を通じて請求等が為された場合には、当会社が必要と認める場合を除き、自己が受任者であることを証するものの添付を要しない。

第 4 章 株主権行使の手続き

(電子提供措置事項の書面交付請求及び異議申述の方法)

第 11 条 会社法325条の5第1項の規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付を請求するとき及び同条第5項の規定により異議を申述するときは、株主名簿管理人を通じて行うものとし、その方法は株主名簿管理人の定めるところによるものとする。ただし、証券会社等及び機構を通じて行う場合はこの限りではなく、証券会社等及び機構が定めるところによるものとする。

(少数株主権等)

第 12 条 振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、署名または記名押印した書面により、個別株主通知の受付票を添付して行うものとする。

(単元未満株式の買取請求の方法)

第 13 条 単元未満株式の買取請求をするときは、機構の定めるところにより、証券会社 等または機構を通じて行うものとする。

(買取価格の決定)

- 第 14 条 前条の買取請求の買取単価は、買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到着 した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。
 - 2. 前項の取引所において、その日に売買取引がないときは、その後に同取引所の 開設する市場において最初になされた売買取引の成立価格とする。
 - 3. 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払い)

- 第 15 条 当会社は、前条により算出された買取価格から第18条に定める手数料を控除した金額を買取代金とし、当会社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して4営業日目に支払うものとする。
 - 2. 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込みまたは、ゆうちょ銀行現金払いによる買取代金の支払いを請求することができる。

(買取株式の移転)

第 16 条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払または支払手続を完了した日に当会社の振替口座に振替えるものとする。

第 5 章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第 17 条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについて は、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところに よるものとする。

第 6 章 手 数 料

(手数料)

- 第 18 条 本規則に定める各種取扱いに係る手数料は、以下のとおりとする。
 - (1)第13条(単元未満株式の買取請求の方法)に基づく単元未満株式の買取り 手数料は、以下の算式により単元株式数当たりの金額を算定し、買取った 単元未満株式の数で按分した金額に消費税を加えた金額とする。

(算式) 第14条に定める買取単価×単元株式数×1.15%

(円未満の端数を生じた場合は切捨てる。)

ただし、単元株式数当たりの算定金額が、2,500円に満たない場合には、2,500円とする。

- (2)第12条(少数株主権等)に基づく少数株主権等の行使の場合別途定める金額
- 2. 株主等が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

第 7 章 総株主通知等の請求

(当会社による総株主通知の請求)

- 第 19 条 当会社は、以下に定める場合のほか正当な理由がある場合には、総株主通知を 機構に請求することができる。
 - (1)当会社が、法令、有価証券上場規程、定款その他の規則(以下「法令等」という。)に基づき株主等に対して通知するために必要があるとき。
 - (2) 当会社が、法令等に基づき、株主等に関する情報を、公表し、または官公署もしくは証券取引所に提供するために必要があるとき。
 - (3) 当会社が、株主に対し、株主優待制度の実施その他振替株式の株主共通の利益のためにする行為をしようとするとき。
 - (4) 上場廃止、免許取消しその他当会社または株主に損害をもたらすおそれが ある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
 - (5) 取締役会で定める一定時点における株主の株式保有状況を株主名簿に反映させることが適当であると判断したとき。

(当会社による情報提供請求権の行使)

- 第 20 条 当会社は、以下に定める場合のほか正当な理由がある場合には証券会社等また は機構に対して、振替法第277条に規定する請求を行うことができる。
 - (1)株主等の同意があるとき。
 - (2)株主と自称する者が株主であるかどうか確認するために必要があるとき。
 - (3) 株主が株主権の行使要件を充たしているかどうかを確認するために必要があるとき。
 - (4) 当会社が、法令等に基づき、株主等に関する情報を、公表し、または官公署もしくは証券取引所に提供するために必要があるとき。

- (5) 上場廃止、免許取消しその他当会社または株主に損害をもたらすおそれの ある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
- (6) 特定の者が株主として請求等をしようとする旨当会社が認知したとき。

以上

- この規則は、昭和50年1月30日から施行する。
- この規則は、昭和52年1月28日から施行する。
- この規則は、昭和55年6月2日から施行する。
- この規則は、昭和57年10月1日から施行する。
- この規則は、昭和60年12月25日から施行する。
- この規則は、平成3年2月27日から施行する。
- この規則は、平成11年10月1日から施行する。
- この規則は、平成12年10月1日から施行する。
- この規則は、平成13年11月9日から施行する。

(ただし、第2条については、平成13年11月26日から施行する。)

- この規則は、平成14年4月5日から施行する。
- この規則は、平成14年6月17日から施行する。
- この規則は、平成15年2月27日から施行する。

(ただし、第2条については、平成15年3月12日から施行する。)

- この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- この規則は、平成16年2月26日から施行する。
- この規則は、平成17年6月24日から施行する。

(ただし、第3条第1項については、平成17年9月1日から施行する。)

- この規則は、平成18年5月26日から施行する。
- この規則は、平成18年11月17日から施行する。
- この規則は、平成21年1月5日から施行する。
- この規則は、平成25年7月16日から施行する。
- この規則は、令和3年11月22日から施行する。
- この規則は、令和4年9月1日から施行する。